大和川下流流域下水道　大井水みらいセンター

汚泥処理施設包括管理事業

（設計・建設・維持管理）

技術提案書作成要領

令和６年１２月

大 阪 府

目　次

[1. 作成する技術提案書等及び見積書 1](#_Toc124249834)

[2. 技術提案書等及び見積書の作成等 1](#_Toc124249835)

[2.1. 技術提案書の作成 1](#_Toc124249836)

[2.2. 技術評価資料作成にあたっての注意点 1](#_Toc124249837)

[2.3. 技術提案書添付資料の作成 2](#_Toc124249838)

[2.4. 見積書の作成 3](#_Toc124249839)

[2.5. その他共通事項 4](#_Toc124249840)

[3. 技術提案書に係る技術ヒアリング 5](#_Toc124249841)

[4. 技術評価等に関する事項 5](#_Toc124249842)

本案件は、総合評価一般競争入札制度により落札候補者を決定するため、入札参加者は入札書とともに本事業に関する技術提案書、技術提案書添付資料（以下「技術提案書等」という。）及び見積書を提出しなければならない。

なお、技術提案書等及び見積書は、以下の点に留意し作成すること。

# 作成する技術提案書等及び見積書

　提出する資料は以下のとおりである。

### 技術提案書

#### 技術提案書表紙（様式4-1-1～様式4-1-2）

#### 管理番号受取書（様式4-1-3）

#### 申出書（様式4-1-4）　※必要に応じて

#### 技術提案様式（様式4-2-1～様式4-2-11）

### 技術提案書添付資料

#### 技術提案書添付資料表紙（様式4-3-1～様式4-3-2）

#### 技術提案書添付資料様式（様式4-4-1～様式4-4-5）

#### その他根拠資料

### 見積書

#### 見積内訳書様式（様式4-5-1）

#### 設計建設業務内訳書・明細書様式（様式4-5-2～様式4-5-17）

#### 維持管理業務内訳書・明細書様式（様式4-5-18～様式4-5-29）

# 技術提案書等及び見積書の作成等

## 技術提案書の作成

### 本事業を落札し契約を締結する場合、事業の実施において技術提案書にて記載した事項のうち、評価された内容について履行責務が発生する。従って、このことを認識した上で、技術提案書を作成すること。

### 技術提案書については、指定様式（様式4-2-1～様式4-2-11）を用いて作成すること。

### 技術提案書（正本）については、技術提案様式（様式4-2-1～様式4-2-11）を１冊にファイリングしたものとし、鏡に技術提案書（正本）表紙（様式4-1-1）を添付し、単体企業で入札参加する場合はその企業名、複数企業で入札参加する場合はグループ名を記入するとともに、入札参加者の「所在地・商号又は名称・代表者名」を記入すること。なお、「所在地・商号又は名称・代表者名」について記入漏れがある場合は、入札説明書に定めるところにより、当該技術提案書を無効とし、技術提案書の提出がなかったものとする。

### 副本については、正本と同一内容のものに、入札参加者を特定できないようマスキング等の処置を施して１冊にファイリングしたものとし、鏡に技術提案書（副本）表紙（様式4-1-2）を添付すること。

### 用紙サイズはA4またはA3とする。

## 技術評価資料作成にあたっての注意点

### 「評価のポイント」の趣旨、求めるものを理解して、以下の視点を考慮し、分かりやすく簡潔に記載すること。

◆視点◆

・求められている内容は何か。

・求められている内容に対してどのように（操作・対応・提案）するか。

・（操作・対応・提案）することでどのような効果や結果があるか。

### 評価にあたっては「評価のポイント」に基づいて有効な提案かどうかで採点する。

また、記載内容が明らかに間違っている場合や、要求水準書に記載されている作業内容と同等の内容の場合は採点しない。

下記に評価できない具体的事例を記載するので参考とすること。

〈提出された提案内容〉

『点検データを元に適切に整備をすることで良好な結果が得られます。』

〈評価できない理由〉

①：どのデータによる検討・検証なのか分からない。

②：「適切に」について、どのように適切なのか分からない。

③：「整備」について、どのような整備を行うのか分からない。

④：「良好な結果」について、どう良好な結果なのか分からない。

### 「評価のポイント」以外に有効な提案があれば、入札参加者の裁量により記載すること。

### フォントの大きさは、９ポイント以上とすること。なお、様式の記載欄が不足する場合は、記載欄を追加して使用すること。なお、提出の際は、設問文及び注意書きを削除してもかまわない。

## 技術提案書添付資料の作成

### 技術提案書において、実績や根拠等の提示が必要な項目について、指定様式（様式4-4-1～様式4-4-5）を用いて作成し、技術提案書添付資料として提出すること。

### 技術資料などその他必要となる添付書類は技術提案書添付資料の最後にまとめて添付すること。その際、全ての添付書類右上隅に、該当する評価項目番号を記載すること。なお、複数の評価項目に共通する場合は複数の番号を記載すること。

　　【2】

【項目番号記載イメージ】

（評価項目番号2に対する添付書類の場合の記載例）

### 技術提案書添付資料（正本）については、技術提案書とは別冊でファイリングし、表紙（様式4-3-1）を添付し、技術提案書（正本）表紙と同一の企業名又はグループ名を記入するとともに、入札参加者の「所在地・商号又は名称・代表者名」を記入すること。なお、「所在地・商号又は名称・代表者名」について記入漏れがある場合は、当該技術提案書添付資料を無効とし、技術提案書添付資料の提出がなかったものとする。

### 副本については、正本と同一内容のものに、入札参加者を特定できないようマスキング等の処置を施して1冊にファイリングしたものとし、鏡に技術提案書添付資料（副本）表紙（様式4-3-2）を添付すること。

### 用紙サイズはA4またはA3とする。

## 見積書の作成

### 共通事項

#### 設計業務価格に関する詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和６年度－設計委託－」を参考とすること。

#### 建設業務価格に関する詳細は「下水道用設計標準歩掛表 令和６年度－ポンプ場・処理場－」を参考とすること。

#### 建設業務価格の内訳は、様式4-5-1及び様式4-5-2～4-5-17に記載の通りとする。

#### 維持管理業務価格の内訳は、様式4-5-1及び様式4-5-18～4-5-29に記載の通りとする。

#### 各工事、各業務の内訳書および明細書は、該当様式の記載例を基に、必要な費目及び工種を事業者が提案することとし、記載例の項目は必要に応じて変更すること。

#### 機械、電気設備工事の総合試運転については、次のとおりとし、直接工事費に含むものとする。

##### 機器の総合試運転費

##### 電力費・薬品費・燃料費

##### 各分析費

#### 技術提案の審査の結果、不採用となる項目があった場合は、その内容を反映した見積書を再提出すること。

#### 各内訳書の記載金額と合計金額が異なることが判明した場合、正しい見積書を再提出すること。

#### 税抜価格で記載すること。

#### 見積書は、様式4-5-1～様式4-5-29により作成し、電子データを納めた電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ又はＤＶＤ－ＲＯＭ）及び紙媒体で提出すること。

### 設計建設業務

#### 杭基礎工については、杭打設工法、杭種、杭径、杭長、本数等を明記の上、杭材料費、杭施工費及び残土処分費を含めた価格を記入すること。

#### 躯体工については、構造物の形状を明記の上、躯体コンクリート・鉄筋・型枠・掘削・基礎砕石等を含めた価格を記入すること。

#### 建屋については、構造・規模及び外部仕上げの仕様を明記の上、建築物の他に建築機械設備、建築電気設備を含めた価格を記入すること。

#### 外部仕上げについては、仕様を明記の上、各建築物の価格に含んで算定すること。

#### 地下燃料タンク等があるときは、規模及び形状を明記の上、基礎、躯体工等を含めた価格を記入すること。

#### 建築基準法、消防法その他法令による諸手続に係る費用（実費）を建築費に計上すること。

#### 機器費については設備区分例に従って内訳明細の合計額を記入し、その他は一式の価格を記入すること。

#### 設備区分毎の主要な機器について、寸法・形状欄の記載例に準じて機器名称、仕様（概略形状寸法材質、能力、電動機出力等）を記入すること。

### 維持管理業務

#### 維持管理業務費は、固定費に係る対価、変動費に係る対価、資源化物原料対価等を含む費用とする。

#### 変動費には、本事業で処理する混合濃縮汚泥固形物量あたりの原単位と単価を用いて算出した変動費単価を記入すること。

#### 資源化物原料単価は、提案により用いる資源化物原料あたりの単価を記入すること。

## その他共通事項

### 技術提案書及び技術提案書添付資料等は、書面により正本１部、副本３部提出すること。電子媒体での提出は認めない。また見積書は電子媒体１部、紙媒体１部提出すること。

### 技術提案書等及び見積書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

### 技術提案書等及び見積書は、入札参加者自ら作成すること。違反事実が判明した場合は、入札説明書に定めるところにより、提出された書類を無効とし、技術提案書等の提出がなかったものとする。

### 入札参加者は、自ら作成した技術提案書等の記載内容について、他の入札参加者に知られることのないようにしなければならない。これに違反し、当該技術提案書等の記載内容が他の入札参加者の提出した技術提案書等に記載されていることが明らかになった場合、入札説明書に定めるところにより、当該技術提案書等を無効とし、技術提案書等の提出がなかったものとする。

### 技術提案書等及び見積書の提出日（配達日）、提出方法、質問及び回答は、発注概要書及び入札説明書による。

### 技術提案書等について、提出後の提案内容の変更は認めないものとする。また見積書については2.4.(1)に示す場合以外、提出後の変更を認めないものとする。

### 技術提案書等及び見積書の返却については、落札者決定後、受取り希望者に対して電話又は電子メールで受取り日を通知する。受取り時には技術提案書等の受取書（様式4-1-3）に所定の事項を記入して持参すること。なお、受取り指定日を過ぎた場合、技術提案書等及び見積書は廃棄処分する。

# 技術提案書に係る技術ヒアリング

入札参加資格審査を通過した入札参加者から提出された技術提案書等について、発注者が必要と判断した場合、ヒアリング、資料の追加提出請求を行うことがある。なお、提出された技術提案書等についての修正は認めないものとする。

# 技術評価等に関する事項

### 技術提案書等に関して、同提案書を審査したうえ、別紙「技術評価にかかる評価項目及び評価基準」（以下、「別紙一覧表」という。）により技術評価点を算定する。

### 各評価項目において、技術評価資料への記載がない場合又は落丁等により提出がない場合（添付資料が整っていない場合を含む。）は、当該評価項目に関する技術点を０点とする。